

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

|  |
|--|
| 地方公共団体名【北九州市】  |
| 令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題   |
| <p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>○ 北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会事務局…教育委員会事務局<br/>(学校教育課長、学校教育課指導主事)</li> </ul> <p>帰国・外国人児童生徒教育センター校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(会長1名、副会長4名…センター校の校長)</li> <li>(幹事1名、副幹事6名…センター校の専任教員)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営委員会…事務局に北九州市内小・中学校の教職員が運営委員として加わり、主に「ふれあい国際交流教室」の準備・運営等に携わっている。</li> </ul> <p>○ 帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会事務局</li> <li>・ 日本語指導対象児童生徒の担任</li> </ul>  |
| <p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月:「北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会」の設置<br/>(構成メンバー:帰国・外国人児童生徒教育推進センター校校長5名・日本語指導専任教員7名・市教委事務局3名)</li> <li>・ 年3回:北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会による「センター校会議」の開催<br/>(4月・9月・1月にオンラインで実施)</li> <li>・ 6月:「北九州市帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会」の開催(オンラインで実施)<br/>対象…日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒の学級担任</li> <li>・ 8月:「北九州ふれあい国際交流教室」…児童生徒が外国語や異文化交流を楽しむ行事を集合型で実施。</li> </ul> <p>(2) 学校における指導体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国・外国人児童生徒教育センター校の設置</li> </ul> <p>市内127校の小学校のうち3校(小倉中央小学校・光貞小学校・あやめが丘小学校)<br/>   市内62校の中学校のうち2校(菊陵中学校・浅川中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国・外国人児童生徒教育専任教員の配置</li> </ul> <p>小・中学校各1名(菊陵中・小倉中央小2名配置) 合計7名</p> <p>勤務形態 :勤務校における日本語教室の運営・指導<br/>   勤務校以外の帰国・外国人児童生徒に対する訪問型指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語指導の実施(児童生徒1名につき、週当たり1～6時間)</li> </ul> <p>指導形態 :日本語教室等における取り出し指導<br/>   当該児童生徒の学級における授業への入り込み指導</p> <p>参加人数 :令和5年度指導対象児童生徒延べ人数93名(令和6年3月1日時点)</p> <p>指導内容 :主に学習言語の指導を実施</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の指導計画の作成</li> <li>・ 帰国・外国人児童生徒個人票の作成</li> <li>・ 専任会議及び合同会議での指導状況の情報共有</li> </ul> <p>(4) 成果の普及</p> |

・ 帰国・外国人児童生徒受入や日本語指導についての周知

・ 「センター校通信」の配信

・ JSLカリキュラムによる授業研究の参観と協議

(7) ICTを活用した教育・支援

・ 一人一台端末の翻訳ソフトの活用

・ オンライン会議等(センター校会議3回、専任教員会議10回)の実施

・ 日本語指導における活用:動画撮影による振り返りなど

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・ センター校及び居住区の学校への支援員(専任教員または日本語指導協力員)の派遣

・ 中国語、英語、スペイン語、フランス語、インドネシア語、タガログ語、ビサヤ語、韓国語を話せる14名の日本語指導協力員の派遣

・ 保護者懇談会や説明会などで、通訳として活用

(11) 日本語指導専任教員によるJSLカリキュラム授業研究

・ 日本語指導専任教員が研究授業を7回実施

・ 日本語指導協力員が授業参観、協議会に参加

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

成果 各会議等をオンラインで実施することで、時間の有効活用をしながら、帰国・外国人児童生徒教育推進センター校間の意思疎通を図ったり、帰国・外国人児童生徒の担任同士で実践事例を交流したりすることができた。

課題 今後はオンライン・集合型のメリット・デメリットを考慮して、会議や行事を行う。

(2) 学校における指導体制の構築

成果 年間を通して、依頼のあった学校に対して、臨時的に日本語指導協力員を派遣して、帰国・外国人児童生徒への支援を継続して行えたことが最大の成果である。

課題 北九州市では、帰国・外国人児童生徒が増加しており、国籍や母語も多様化している。令和6年度以降、さらに日本語指導協力員を充実させるとともに、来年度から開校となる夜間中学校への配置協力もおこなっていく。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導

成果 日本語指導を受けているすべての児童生徒全員の「個別の指導計画」を作成することができた。それぞれに効果的な指導について、担任をはじめとする当該校の学校職員、専任教員、日本語指導協力員が共通理解をすることができた。

課題 年度途中に編入する児童生徒の指導計画書作成、教育委員会への提出が周知徹底の不足があったため、来年度は、提出についてより徹底することができるように方策を工夫する。

(4) 成果の普及

成果 「センター校通信」に福岡県立高等学校入学者選抜学力検査における帰国生徒等特例措置についての内容を掲載することで、手続きについて事前に各校に周知徹底することができた。また、市内全小中学校に実践事例を配信し、担任教諭の対象児童生徒への普段の関わり方等に役立てることができた。

「北九州市帰国・外国人児童生徒受入マニュアル」を、本市職員が閲覧できるサイトに掲載していることで、学校の受入等に役立てることができた。

課題 帰国・外国人児童生徒が在籍する学校においても、北九州市帰国・外国人児童生徒受入マニュアルについて把握していないことがあるので、さらなる周知徹底が課題である。

(7) ICTを活用した教育・支援

成果 オンラインを活用した会議を行うことで、学校間の移動時間を削減できた。有効な会議の行い方により、児童生徒の情報や日本語指導の実践状況について学校間で共有することができた。

さらに、翻訳ソフトを日本語指導に取り入れることで、これまで対応できなかった言語を母語とする児童生徒にもきめ細かな支援を行うことができた。

課題 来年度も、必要に応じて、効率や効果を考えながら積極的にICTを活用する。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

成果 対応言語や時数の増加により、日本語指導専任教員だけではカバーできない児童生徒に対し、日本語指導協力員が初期日本語指導を行うことができた。初めに児童生徒の母語で指導を行うことで、日本語指導の導入を円滑に行うことができた。

成績(あゆみ・通知表)について説明する際、日本語で書かれている所見欄や評定等の意味を適切に母語で伝えてもらうことにより、保護者がその内容を正確に理解することにつながった

課題 日本語指導協力員の研修機会を生かし、日本語指導への理解と指導力の向上を図る必要がある。

(1) 日本語指導専任教員によるJSLカリキュラム授業研究

成果 日本語指導専任教員が研究授業を7回実施し、協議会を行うことで、日本語指導専任教員と日本語指導協力員の指導力向上に資する研修となった。

課題 日本語指導協力員が主体となる研修の充実を図るようにする。

|                            | 幼稚園等         | 小学校           | 中学校           | 義務教育<br>学校   | 高等学校         | 中等教育<br>学校   | 特別支援<br>学校   |
|----------------------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 本事業で対応した幼児・児童<br>生徒数       | (<br>人<br>園) | 70人<br>( 31校) | 23人<br>( 15校) | (<br>人<br>校) | (<br>人<br>校) | (<br>人<br>校) | (<br>人<br>校) |
| うち、特別の教育課程で指導<br>を受けた児童生徒数 |              | 70人<br>( 31校) | 23人<br>( 15校) | (<br>人<br>校) | (<br>人<br>校) | (<br>人<br>校) | (<br>人<br>校) |

4. その他(今後の取組予定等)

今年度はインドネシア、ネパールなど、アジアの言葉を母語とする児童生徒が急増した。また、日本語指導を必要とする児童生徒は、本市が設置している5校のセンター校以外にも散在している。

限られた日本語指導専任教員、日本語指導協力員の人数で効率よく指導を行えるよう、同一校で同じ学年の複数の児童生徒に対し一斉に指導をすることなど、指導形態を工夫する。

さらに、日本語指導協力員の研修を充実するために、合同会議(日本語指導専任教員と日本語指導協力員が参加する会議)の内容を充実させていく予定である。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。